

平成26年度  
寒川町国民健康保険運営協議会（第4回）会議次第

日時：平成27年 2月10日（火）

午後1時00分から

場所：議会第1会議室

1. 開会

2. 議題

- (1) 平成26年度国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について
- (2) 平成27年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について
- (3) 国民健康保険料の不納欠損について
- (4) 国民健康保険条例の一部改正について

5. その他

6. 閉会

# 平成26年度3月補正(案)

資料 1

## 1. 補正の目的

保険基盤安定制度にかかる保険料軽減額等が確定したことによる予算上の整理  
 医療給付費増額にともなう歳出を基金積立金で賄うもの  
 国保財政調整基金積立金の利子を受入れ、同積立金に積み立て

## 2. 補正予算額

(歳入)

(千円)

内容	補正前の額	補正額	計	備 考
(国民健康保険料) 現年分保険料	867,037	△ 7,952	859,085	医療給付費分
	351,448	△ 2,526	348,922	後期高齢者支援金分
	126,828	△ 1,221	125,607	介護納付金分
計		△ 11,699		

国保基金積立金利子	10	44	54	
-----------	----	----	----	--

(繰入金) 保険基盤安定繰入金	116,589	9,148	125,737	保険基盤安定繰入金 (保険料軽減分)
	31,418	2,829	34,247	保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)
(繰入金) 財政安定化支援事業 繰入金	17,266	△ 278	16,988	
(繰入金) 国保財政調整基金繰 入金	55,000	136,765	191,765	
計		148,464		

歳入補正計	136,809
-------	---------

(歳出)

(千円)

内容	補正前の額	補正額	計	備 考
(保険給付費) 一般被保険者療養給 付費	3,118,134	92,866	3,211,000	
(保険給付費) 一般被保険者高額療 養費	362,101	43,899	406,000	
計		136,765		

内容	補正前の額	補正額	計	備 考
財政調整基金積立金	179,354	44	179,398	

歳出補正計	136,809
-------	---------

## 平成 27 年度国保事業特別会計（案）の概要

平成 27 年度予算（案）では、歳入歳出の総額は 6,583,096 千円で、前年度当初予算額と比較して 16.34%、924,717 千円の増加となりました。増加の要因は、医療費の伸びや国保連合の共同事業において、26 年度までは 1 件 30 万円以上のレセプトが対象だったが、27 年度からレセプト全件を対象としたため共同事業への拠出金、交付金ともに予算規模が大きくなったことによるものです。

### <歳入>

#### 1. 国民健康保険料

被保険者から徴収する保険料は、国保法第 76 条に基づき今年度における国民健康保険事業に要する費用から、国庫負担金等で賄われる部分を除いたものです。

##### ○医療給付分

医療給付費分は、被保険者全員に賦課されます。医療分の基礎となる医療費は給付実績をもとに推計しています。

##### ○後期高齢者支援分

後期高齢者支援金分は歳出の「後期高齢者支援金」により、被保険者全員に賦課されます。

##### ○介護分

介護納付金分は、40 歳から 64 歳の被保険者に賦課され、基礎となるものは歳出の「介護納付金額」になります。

#### 2. 国庫支出金

##### ○療養給付費負担金

一般被保険者の医療費などの支出に対し、国が定率で 32% 負担するものです。前期高齢者交付金分は控除されます。

##### ○高額医療費共同事業負担金

歳出で計上している「高額医療費共同事業拠出金」の 1/4 を国が負担します。

##### ○特定健康診査等負担金

特定健康診査に対する負担金で、受診費用を国の基準単価で算出しその 3 分の 1 を国庫で負担するものです。

○財政調整交付金

定率では、普通調整交付金7%、特別調整交付金2%ですが、町（神奈川県）では調整を受け、全額は交付されていません。

3. 療養給付費等交付金

退職被保険者分の医療費などに充当される交付金です。この交付金は、退職被保険者分の医療費などの費用額から、退職被保険者分の保険料を差し引いた、残りの金額を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

平成20年度から前期高齢者医療制度が創設されたことで、経過措置中ですが、27年度から新規対象者はなくなり、平成31年度で完全終了します。

4. 前期高齢者交付金

65歳以上の被保険者を前期高齢者とし、その割合に応じて交付される交付金です。20年度からの制度改正によって創設された交付金です。

概略は、前々年度の医療費実績や被保険者数に、国が決めた伸び率を乗じ、当年度の概算分として交付され、2年後に精算されます。

5. 県支出金

○高額医療費共同事業負担金・特定健康診査負担金

国庫支出金と同様です。

○特定健診等負担金

国庫支出金と同様に県も健診費用の3分の1を負担します。

○都道府県財政調整交付金

国の療養給付費負担金と同様に一般被保険者の医療費や、後期高齢者支援金・介護納付金などが算定の基礎となります。

6. 共同事業交付金

高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業からの交付金です。歳出の拠出金の金額から、過去の実績をもとに推計します。

保険財政共同安定化事業は、27年度から医療費1円以上80万円までの部分に適用されます（26年度までは30万円以上）

7. 繰入金

保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金までは法定繰入で、その他一般会計繰入金が法定外の繰入です。

○保険基盤安定繰入金

軽減分は、低所得者層の保険料を法定で軽減した場合に、その軽減部分を県が4分の3、町が4分の1補填するものです。

支援分は、軽減対象の被保険者数に応じて、平均保険料の一定割合を公費（国2分の1、県が4分の1）で支援するものです。

○職員給与費等

人件費のほか、国保事務経費等が含まれます。

○出産育児一時金等繰入金

歳出の出産育児一時金の3分の2を繰り入れるものです。

○財政安定化支援事業繰入金

低所得者や高齢者が多いなど、保険者たる市町村の責めに帰することができない理由による国保財政への影響を勘案して算定した額を国が交付税措置で補助し、係る費用を繰り入れるものです。

○その他一般会計繰入金

保険料の額を算定する際、歳出の医療給付費に対して、国庫や県費、支払基金交付金等の歳入を差し引いて足りない部分を保険料で賄いますが、収納できない保険料に当たる額及び、町単独事業により調整交付金に影響を受ける額を一般会計から繰り入れ、被保険者の負担を軽減しています。

基金繰入金

一般会計の予算編成も大変厳しい状況から、国保財政運営のため、国保財政調整基金を活用しています。

8. 繰越金

前年度のからの繰越金です。

そのほか、歳入には、延滞金、第三者納付金、返納金、指定公費負担医療立替金、証明手数料等があります。

<歳 出>

1. 総務費

総務費の内容は、人件費などの国保運営事業事務経費のほか、国保連合会への負担金や共同電算委託料、賦課徴収費などが含まれます。

2. 保険給付費

いわゆる「医療費」に当たるもので、歳出全体の約70%が保険給付費です。被保険者の高齢化や医療技術の向上により、一人あたりの医療費は増えてきています。

○療養諸費

療養給付費は、医療機関に現物給付される医療費で、外来、入院、歯科、調剤費用などがあります。

療養費は、現金給付の部分で主にあんま、はりなどやコルセットなどの治療装具の代金、また、被保険者証を提示せず受療した際の給付などです。

○高額療養費

世帯ごとに決められた限度額を超えて被保険者が支払った医療費の一部を支給するものです。申請により支給しますが、町では月ごとに計算し、該当者した被保険者に通知しています。

○高額・介護合算療養費

21年度から開始され、医療分と介護保険の自己負担分の合計で判定するものです。

○出産育児一時金

支給額は1件42万円で、審査支払手数料（1件210円）もあわせて計上しています。

○移送費

負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により移送された場合の費用補填を行うものです。

3. 老人保健拠出金

老人保健制度は平成20年度から廃止となり、過誤調整等の精算分及び事務費分となっています。

4. 介護納付金

国から全国の保険者共通の単価が示され、40歳から64歳の被保険者数に応じて納付する介護保険制度に対する納付金です。

5. 後期高齢者支援金等

老人保健制度に変わり創設された、後期高齢者医療制度への支払いです。介護納付金と同様に、全国平均の計算係数により支援金の額が算定されます。

6. 前期高齢者納付金等

後期高齢者支援金等と同じく、「高齢者の医療の確保に関する法律」で規定されたもので、各保険者の加入者のうち、65歳以上の前期高齢者の割合が大きい保険者は交付金を受け、小さい保険者は納付金を払うこととなります。高齢者の加入割合が多い市町村国保は交付金を受けることになり歳入で交付金を見込んでいます。

交付金を受けていながら納付金を払うのは、過大な納付金になる保険者の、その過大

になった部分を全保険者で按分し納付するため、受け取る交付金と相殺されないため歳出科目に計上してあります。

## 7. 共同事業拠出金

国民健康保険団体連合会が、事業主体となって実施している、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業への拠出金が主なものです。

高額医療費共同事業は、1件80万円以上の高額な医療費の59%を市町村の拠出金で交付し、国及び県でも市町村拠出金の4分の1に相当する額を負担します。

保険財政共同安定化事業は、27年度から医療費1円以上80万円までの部分に適用されます（26年度までは30万円以上）医療費の59%が交付金で交付されます。

## 8. 保健事業費

### ○保健衛生普及費

制度広報費は、国保制度の周知のための費用で、広報資料、エイズパンフレット、ジェネリック薬品パンフレット等の購入費です。また、医療費通知を年4回、ジェネリック医療費差額通知を年2回送付しており、この郵送料も計上しています。

### ○特定健康診査・保健指導事業費

20年度から始まった特定健康診査・特定保健指導に係る費用は、受診率等を見込み算定しています。かながわ保健指導モデル事業にかかる費用も計上しています。

## 9. 基金積立金

国保事業安定のための財政調整基金への積立金です。

## 10. 公債費

一時的な資金不足となった場合に、金融機関から借入をする際の利息です。

## 11. 諸支出金

### ○一般被保険者過年度保険料還付金

前年度の日付まで遡って資格を喪失した時などに還付となる保険料の予算です。

### ○指定公費負担医療立替金

高齢者に配慮し、自己負担が法律上2割負担ですが国の負担で1割としている70歳以上の被保険者への現金給付を、いったん保険者が負担するための予算です。平成26年4月から法律どおりの扱いとなったため、新規に対象者はありません。なお、この財源は、指定公費負担医療立替交付金として同額が計上されています。

## 12. 予備費

医療費等の歳出額は推計であり、急激な医療費高騰時等に備えるものです。



## 平成26年度国民健康保険料の不納欠損処分について

国民健康保険料は、世帯の加入者数と所得状況により計算されるため、全ての加入世帯に賦課が発生します。加入者は、自営業者のほか、年金生活者や無職の人も多く、保険料の納付が滞る人もいます。

収納率を上げるための取り組みとして、

- 電話催告
- 口座勧奨
- 休日納付相談窓口…原則毎月最終日曜日に実施
- 資格証明書、短期被保険者証の交付  
…「寒川町国民健康保険料滞納者の被保険者証等の取扱に関する要綱」による  
※資格証 172世帯 短期証 242世帯 (平成27年1月末現在)
- 滞納処分の実施…給与、預金、生命保険等の差押え  
※差押え等の滞納処分件数 106件 (平成27年1月末現在)
- 収納対策課への移管事務  
…「寒川町徴収及び公課に係る徴収事務一元化に関する規程」による  
※平成26年度移管件数 144件 (平成27年1月末現在)

などを実施していますが、国民健康保険料の時効(徴収権の消滅)は2年であり、資力のない滞納者には滞納処分もできません。

そこで、調査の結果、資力なしと判断した場合は、生活困窮による執行停止とし、時効となった期別を不納欠損処分いたしました。

今年度の不納欠損は、下記のとおりです。

欠損額	33,877,862円
世帯数	414世帯

滞納繰越調定額・不納欠損額の推移

年度	滞納繰越調定額 (各年度末)	内訳	現年分	不納欠損額(円)
			滞納繰越分	
平成18年度	450,779,362		173,878,532	94,799,399
			276,900,830	
平成19年度	472,975,379		157,191,333	91,078,224
			315,784,046	
平成20年度	472,811,903		151,358,207	98,039,605
			321,453,696	
平成21年度	497,472,311		176,838,222	98,902,862
			320,634,089	
平成22年度	478,796,615		146,081,084	118,189,305
			332,715,531	
平成23年度	354,499,765		119,632,212	163,593,376
			234,867,553	
平成24年度	325,103,252		117,485,033	74,018,649
			207,618,219	
平成25年度	311,032,614		113,108,327	46,065,169
			197,924,287	
平成26年度				33,877,862

# 国民健康保険の保険料(税)の 賦課(課税)限度額について

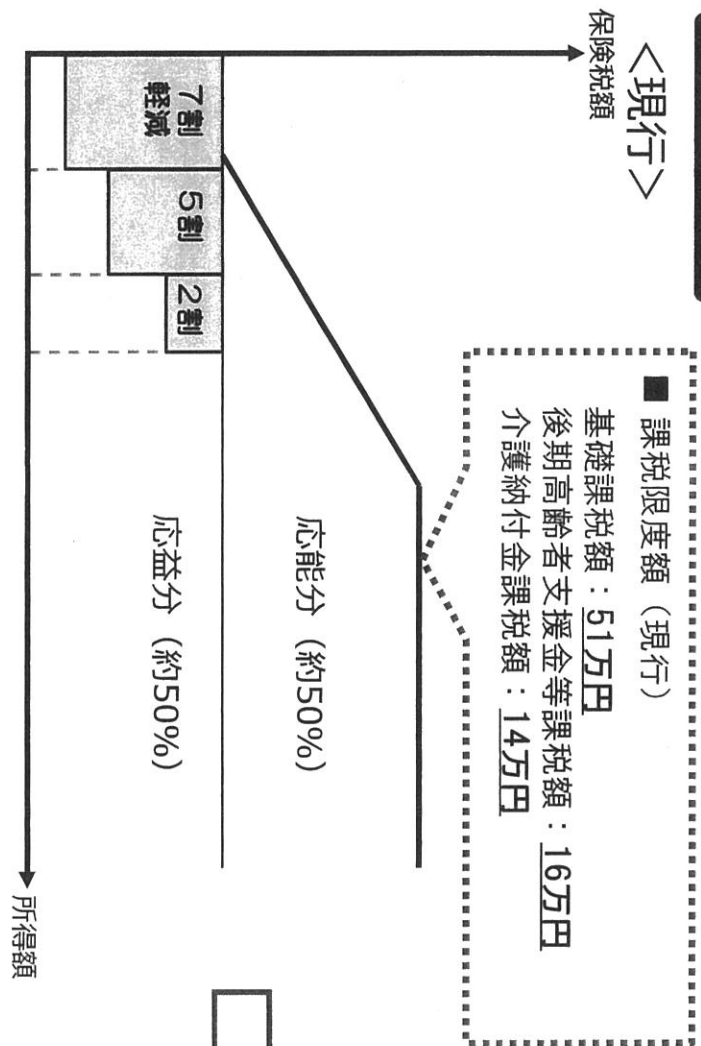
# 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し (国民健康保険税)

## 要望概要

- I 国民健康保険税の課税限度額を見直す。
- II 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

## 要望内容

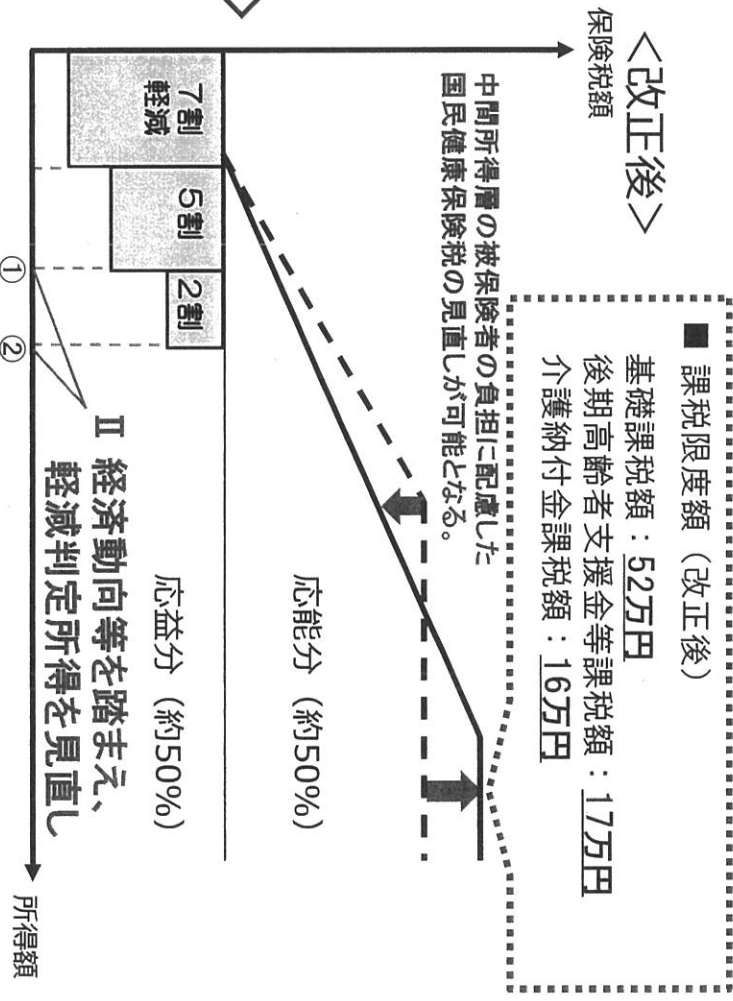
### <現行>



### ■ 軽減判定所得 (現行)

- 7割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円)
- 5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × (被保険者数\*)
- 2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 45万円 × (被保険者数\*)

### <改正後>



### I 課税限度額の見直し

### ■ 軽減判定所得 (改正後)

- ① 5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 26.0万円 × (被保険者数\*)
  - ② 2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 47万円 × (被保険者数\*)
- \* 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

平成27年度国民健康保険事業特別会計予算(案)

歳入

		26年度当初予算額	差額	増減割合
国民健康保険料	1,535,575,000円	1,561,609,000円	△26,034,000円	△1.67%
一般	1,410,899,000円	1,417,813,000円	△6,914,000円	△0.49%
現年度	1,333,999,000円	1,345,313,000円	△11,314,000円	△0.84%
医療	872,750,000円	867,037,000円	5,713,000円	0.66%
支援金	347,514,000円	351,448,000円	△3,934,000円	△1.12%
介護	113,735,000円	126,828,000円	△13,093,000円	△10.32%
滞納繰越分	76,900,000円	72,500,000円	4,400,000円	6.07%
医療	49,600,000円	49,100,000円	500,000円	1.02%
支援金	19,000,000円	16,300,000円	2,700,000円	16.56%
介護	8,300,000円	7,100,000円	1,200,000円	16.90%
退職	124,676,000円	143,796,000円	△19,120,000円	△13.30%
現年度	122,476,000円	141,396,000円	△18,920,000円	△13.38%
医療	73,203,000円	74,522,000円	△1,319,000円	△1.77%
支援金	24,006,000円	33,317,000円	△9,311,000円	△27.95%
介護	25,267,000円	33,557,000円	△8,290,000円	△24.70%
滞納繰越分	2,200,000円	2,400,000円	△200,000円	△8.33%
医療	1,300,000円	1,500,000円	△200,000円	△13.33%
支援金	500,000円	500,000円	0円	同額
介護	400,000円	400,000円	0円	同額
国庫支出金	1,042,736,000円	937,926,000円	104,810,000円	11.17%
療養給付費等負担金	973,096,000円	862,612,000円	110,484,000円	12.81%
高額医療費共同事業負担金	29,537,000円	30,491,000円	△954,000円	△3.13%
特定健診・保健指導負担金	7,040,000円	9,052,000円	△2,012,000円	△22.23%
財政調整交付金	33,063,000円	35,771,000円	△2,708,000円	△7.57%
普通調整交付金	32,537,000円	34,793,000円	△2,256,000円	△6.48%
特別調整交付金	526,000円	978,000円	△452,000円	△46.22%
療養給付費等交付金	226,717,000円	296,992,000円	△70,275,000円	△23.66%
前期高齢者交付金	1,490,813,000円	1,562,168,000円	△71,355,000円	△4.57%
県支出金	317,081,000円	278,423,000円	38,658,000円	13.88%
高額医療費共同事業負担金	29,537,000円	30,491,000円	△954,000円	△3.13%
特定健診等負担金	7,040,000円	9,052,000円	△2,012,000円	△22.23%
都道府県財政調整交付金	280,504,000円	238,880,000円	41,624,000円	17.42%
普通調整交付金	186,662,000円	155,620,000円	31,042,000円	19.95%
特別調整交付金	93,842,000円	83,260,000円	10,582,000円	12.71%
共同事業交付金	1,222,939,000円	540,438,000円	682,501,000円	126.29%
高額医療費共同事業交付金	108,698,000円	112,209,000円	△3,511,000円	△3.13%
保険財政共同安定化交付金	1,114,241,000円	428,229,000円	686,012,000円	160.20%
利子及び配当金	10,000円	10,000円	0円	同額
繰入金	720,028,000円	469,616,000円	250,412,000円	53.32%
一般会計繰入金	520,028,000円	414,616,000円	105,412,000円	25.42%
保健基盤安定繰入金	250,149,000円	148,007,000円	102,142,000円	69.01%
軽減分	163,439,000円	116,589,000円	46,850,000円	40.18%
支援分	86,710,000円	31,418,000円	55,292,000円	175.99%
職員給与費	94,619,000円	87,490,000円	7,129,000円	8.15%
出産一時金	21,000,000円	22,400,000円	△1,400,000円	△6.25%
財政安定化	16,988,000円	17,266,000円	△278,000円	△1.61%
その他繰入	137,272,000円	139,453,000円	△2,181,000円	△1.56%
基金繰入金	200,000,000円	55,000,000円	145,000,000円	263.64%
繰越金	20,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	100.00%
諸収入	7,194,000円	1,194,000円	6,000,000円	502.51%
延滞金	5,000,000円	500,000円	4,500,000円	900.00%
預金利子	1,000円	1,000円	0円	同額
雑入	2,013,000円	513,000円	1,500,000円	292.40%
一般第三者納付金	2,000,000円	500,000円	1,500,000円	300.00%
退職第三者納付金	1,000円	1,000円	0円	同額
一般返納金	10,000円	10,000円	0円	同額
退職返納金	1,000円	1,000円	0円	同額
老健拠出金返還金	1,000円	1,000円	0円	同額
指定公費負担医療立替交付金	180,000円	180,000円	0円	同額
証明手数料	3,000円	3,000円	0円	同額
歳入合計	6,583,096,000円	5,658,379,000円	924,717,000円	16.34%



## 歳出

		26年度当初予算額	差額	増減割合
総務費		94,877,000円	88,288,000円	6,589,000円 7.46%
総務管理費		76,991,000円	70,315,000円	6,676,000円 9.49%
職員給与費		61,387,000円	60,355,000円	1,032,000円 1.71%
国保運営事業		9,761,000円	4,188,000円	5,573,000円 133.07%
診療報酬共同電算委託		5,488,000円	5,417,000円	71,000円 1.31%
連合会負担金		355,000円	355,000円	0円 同額
賦課徴収費		17,596,000円	17,683,000円	△87,000円 △0.49%
運営協議会費		290,000円	290,000円	0円 同額
保険給付費		4,113,614,000円	3,846,003,000円	267,611,000円 6.96%
療養諸費		3,624,264,000円	3,411,781,000円	212,483,000円 6.23%
一般療養給付費		3,383,676,000円	3,118,134,000円	265,542,000円 8.52%
退職療養給付費		183,760,000円	234,472,000円	△50,712,000円 △21.63%
一般療養費		43,480,000円	45,256,000円	△1,776,000円 △3.92%
退職療養費		1,614,000円	1,990,000円	△376,000円 △18.89%
審査支払手数料		11,734,000円	11,929,000円	△195,000円 △1.63%
高額療養費		451,632,000円	394,402,000円	57,230,000円 14.51%
一般高額療養費		428,635,000円	362,101,000円	66,534,000円 18.37%
退職高額療養費		22,997,000円	32,301,000円	△9,304,000円 △28.80%
高額・介護合算		1,200,000円	1,200,000円	0円 同額
一般高額介護合算療養費		1,000,000円	1,000,000円	0円 同額
退職高額介護合算療養費		200,000円	200,000円	0円 同額
移送費		2,000円	2,000円	0円 同額
一般移送費		1,000円	1,000円	0円 同額
退職移送費		1,000円	1,000円	0円 同額
出産育児諸費		31,516,000円	33,618,000円	△2,102,000円 △6.25%
葬祭諸費		5,000,000円	5,000,000円	0円 同額
老人保健拠出金		31,000円	31,000円	0円 同額
老健医療費拠出金		1,000円	1,000円	0円 同額
老健事務費拠出金		30,000円	30,000円	0円 同額
介護納付金		274,270,000円	309,168,000円	△34,898,000円 △11.29%
後期高齢者支援金等		751,972,000円	768,488,000円	△16,516,000円 △2.15%
後期高齢者支援金		751,922,000円	768,434,000円	△16,512,000円 △2.15%
事務費拠出金		50,000円	54,000円	△4,000円 △7.41%
病床転換支援金（事務費含む）		0円	0円	0円 同額
前期高齢者納付金		409,000円	557,000円	△148,000円 △26.57%
前期高齢者納付金		357,000円	503,000円	△146,000円 △29.03%
前期高齢者関係事務費拠出金		52,000円	54,000円	△2,000円 △3.70%
共同事業拠出金		1,291,040,000円	572,738,000円	718,302,000円 125.42%
高額医療費拠出金		118,150,000円	121,967,000円	△3,817,000円 △3.13%
その他共同事業拠出金（年金）		3,000円	3,000円	0円 同額
保険財政共同安定化事業拠出金		1,172,887,000円	450,768,000円	722,119,000円 160.20%
保健事業費		42,119,000円	48,142,000円	△6,023,000円 △12.51%
保健衛生普及費		1,293,000円	1,517,000円	△224,000円 △14.77%
制度広報		115,000円	195,000円	△80,000円 △41.03%
医療費通知		1,178,000円	1,322,000円	△144,000円 △10.89%
特定健康診査等事業費		40,826,000円	46,625,000円	△5,799,000円 △12.44%
特定健康診査事業費		40,607,000円	46,283,000円	△5,676,000円 △12.26%
保健指導事業費		219,000円	342,000円	△123,000円 △35.96%
基金積立金		10,000円	10,000円	0円 同額
公債費（借入金利息）		300,000円	300,000円	0円 同額
諸支出金		4,454,000円	4,654,000円	△200,000円 △4.30%
一般還付金		4,020,000円	4,220,000円	△200,000円 △4.74%
退職還付金		252,000円	252,000円	0円 同額
療給負担金返納金		1,000円	1,000円	0円 同額
療養交付金返納金		1,000円	1,000円	0円 同額
指定公費負担医療立替金		180,000円	180,000円	0円 同額
予備費		10,000,000円	20,000,000円	△10,000,000円 △50.00%
歳出合計		6,583,096,000円	5,658,379,000円	924,717,000円 16.34%
歳入合計		6,583,096,000円		
歳出合計		6,583,096,000円		
差し引き		0円		